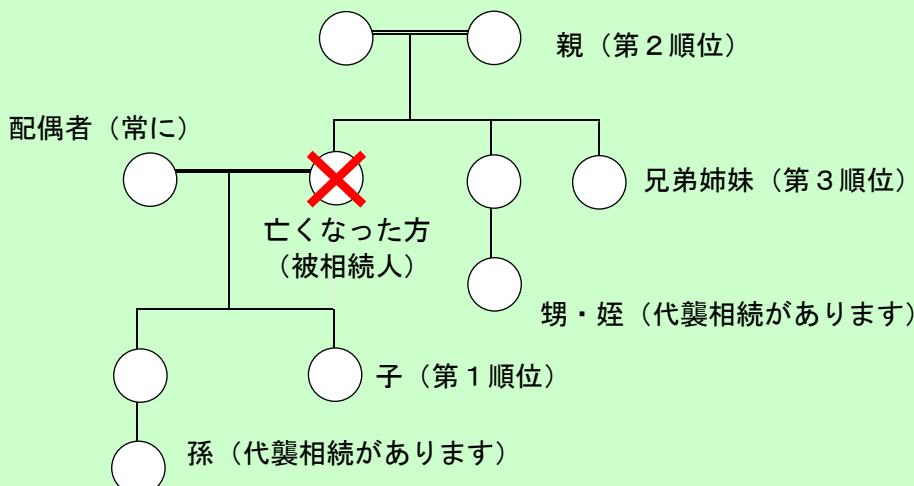




ご家族が亡くなると、自動的に相続が開始します。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

Q1 誰が相続するの？



亡くなった方を「被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。
配偶者（夫・妻）がいれば、配偶者は必ず相続人になります。

子がいれば子が、子がない場合は親が、親もいなければ兄弟姉妹が、配偶者とともに相続人になります。

子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。

相続発生前に、子が亡くなっていても、子に子（孫）がいれば、孫が子に代わって相続します（代襲相続）。

子が亡くなっていて、孫やひ孫・・・（どこまでも繰り下がります）
がいない場合に、親が相続人になります。

兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲するには子（甥・姪）までです。

Q2 どんな割合で相続するの？

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------------------------|
| 配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もいない → 配偶者が全部 | |
| 配偶者と子 | → 配偶者が $1/2$ ・子どもが $1/2$
(子が2人なら、 $1/4$ ずつ) |
| 配偶者と親 | → 配偶者が $2/3$ 、親が $1/3$
(両親ともいれば、 $1/6$ ずつ) |
| 配偶者と兄弟姉妹 | → 配偶者が $3/4$ 、兄弟姉妹が $1/4$
(兄弟が3人いれば、 $1/12$ ずつ) |

Q3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続では、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・義務も、どちらも相続することになります。

Q4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。

- 1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
- 2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
- 3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

Q5 いつまでに、三つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q8参照）から、3ヶ月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。

Q6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに弁護士会にご相談ください。

Q7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外があるので、弁護士会にご相談ください。

Q8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。

しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、そのときが相続の開始があったことを知ったときとされる可能性があります。弁護士会等にご相談ください。

Q9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなかったことは分かっても、財産のすべてを把握することができなかったり、ある程度把握はできていっても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。

その場合、3ヶ月の熟慮期間を伸ばすことができます。

Q10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立をしなければなりません。

Q11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？

どんな書類が必要なの？

800円分の収入印紙、80円切手5枚と10円切手3枚がかかります。ただし、支部によって異なる場合があります。

被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立をする相続人の戸籍謄本が必要です。

申し立てる方にとって、ほかに書類が必要になる場合があります。書類が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を出すということもできます。裁判所にご相談ください。

Q12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすれば良いの？

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

<最後の住所地が浜松市> →

静岡家庭裁判所浜松支部
浜松市中区中央1-12-5
053-453-2414

<最後の住所地が浜松市以外>

静岡市の方

→ 静岡家庭裁判所
054-903-8269

沼津・三島・御殿場・裾野の各市・ → 静岡家庭裁判所沼津支部
駿東郡・伊豆市・伊豆の国市・函南町の方 055-931-6641

富士市・富士宮市の方

→ 静岡家庭裁判所富士支部
0545-52-0386

下田市・賀茂郡の方

→ 静岡家庭裁判所下田支部
0558-22-0161

磐田・袋井・湖西の各市の方

→ 静岡家庭裁判所浜松支部
053-453-2414

掛川・御前崎（御前崎、白羽及び港を除く）

・菊川の各市・周智郡（森町）の方 → 静岡家庭裁判所掛川支部
0537-22-3036

熱海市・伊東市の方

→ 静岡家庭裁判所熱海出張所
0557-81-2989

島田・焼津・藤枝・牧之原・御前崎

（御前崎、白羽、港）の各市・ → 静岡家庭裁判所島田出張所
榛原郡（吉田町・川根本町）の方 0547-37-1630

Q13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によっては、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

Q14 期間伸長後、注意することは何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、限定承認を決めなければなりません。その期間内に決められないときは、再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が認められなくなってしまいます。